主要期間一覧（３）（特許異議）

（特許異議の申立て）

手続	根拠条文（準用・類規）		初日	期間（延長） 国内居住者	期間（延長） 在外者	備考
【法定期間】						
特許異議の申立て	113①		特許掲載公報の発行日	6 月	6 月	
再審の請求	173①		取消決定確定後再審の理由を知った日	30 日（職 15 日）※	30 日（職 60 日）	
取消決定に対する訴え	178③		取消決定の謄本の送達日	30 日（附 15 日）※	30 日（附 90 日）	
【指定期間等】						
訂正請求書の提出	120 の 5②	120 の 5①、174①	取消理由通知の発送日	60 日又は 75 日 ※	90 日	
訂正請求に添付した明細書･特許請求の範囲・図面の補正	17 の 5①	120 の 5①、174①	取消理由通知の発送日	60 日又は 75 日 ※	90 日	
		120 の 5⑥、174①	訂正拒絶理由通知の発送日	30 日又は 45 日 ※	50 日	
意見書の提出（意見の申立て）	120 の 5①、174①		取消理由通知の発送日	60 日又は 75 日 ※	90 日	
	120 の 5⑥、174①		訂正拒絶理由通知の発送日	30 日又は 45 日 ※	50 日	
	120、150⑤、174①		職権証拠調べ又は職権証拠保全の結果通知の発送日	30 日又は 45 日 ※	50 日	
訂正請求に対する特許異議申立人の意見書の提出	120 の 5⑤、174①		取消理由を記載した書面の発送日	30 日又は 45 日 ※	50 日	
参加申請に対する意見書の提出	119②、149②、174①		参加申請書副本の送達通知の発送日	15 日又は 30 日 ※	25 日	
審尋書に対する回答書の提出	120 の 8①、134④、174①		審尋書の発送日	15 日又は 30 日 ※程度	25 日程度	
命令による方式補正	120 の 5⑨、120 の 8①、133①、②、174①		指令書の発送日 ｲ. 料金不足の場合 ﾛ. 委任状不備の場合 （委任者又は代理人複数） ﾊ. 申立ての理由、訂正請求の趣旨及び理由の記載要件違反 ﾆ. その他の方式違反	 10 日又は 25 日 ※ 10 日又は 25 日 ※ 20 日又は 35 日 ※ 30 日又は 45 日 ※ 20 日又は 35 日 ※	 10 日 20 日 30 日 30 日 20 日	
弁明書	18 の 2②、120 の 8①、133 の 2②、174①		却下理由通知の発送日	20 日	20 日	
命令による受継のための期間	23①		受継命令の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
その他施行規則に規定されている手続	規 50③ただし書、規 50 の８①、規 58 の２①ただし書、規 58 の 17、規 60①など		通知書等の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
書留郵便物受領証等の提出	120 の 8①、174①		物件の提出を求める通知の発送日	10 日	10 日	

注１．※は日本国内の遠隔又交通不便地居住者のため。
注２．（職）は職権延長、（附）は附加期間

（追加 H27.2）

（訂正 R7.3）